

住宅の浸水被害に備えよう

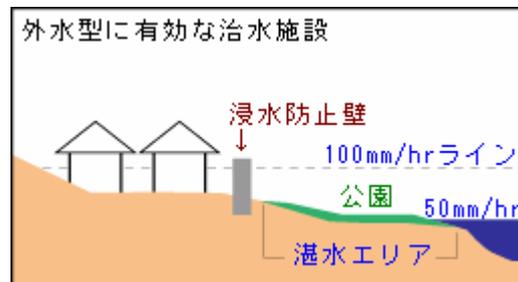
今年も台風や前線に気を配らねばならない季節を迎えた。

この時期に限らず、局地的な豪雨をもたらす土砂災害や洪水等の水害は、毎年、全国各地で起こっており、全国規模で治水整備が急がれている。加えて、近年では大都市圏における都市型の浸水被害も増えてきている。

そこで、今回は住宅の浸水対策や都市圏での注意点を整理し、併せて情報入手の方法についてまとめてみたい。

■都市型浸水を知っていますか？

水害は、氾濫等による**外水型**(がやすい)と市街地の排水機能などが麻痺して生じる**内水型**(ないすい)とに大別される。外水の被害を最小限にするには河川流域の治水整備により、氾濫時に被害にあいにくい住まい方への転換が有効とされているが、他方、都市型浸水被害に発展しやすい内水では、河川氾濫に比べ、地域住民の意識が乏しく、情報入手も遅れていると言わざるを得ない。



○「平成 17 年神田川流域豪雨調査速報」に見る都市型水害への住民意識

降雨初期		浸水危険度 増大期		
雨の強さに気づいていた	自宅の被害を心配	川が溢れるとは思わなかった	自宅の被害に不安	家財の保全等に対応せず*1
92%	48%	54%	59%	53%
雨量の知識 時間雨量と 累積雨量を区別	対策基準雨量 対策基準 50mm を知っていた	地下調節池 整備すれば 氾濫しなくなる*2	ハザードマップ 見たことがない	半地下あり 水害を考慮せず計
28%	25%	42%	72%	44%

- 土地利用等への大多数意見
- ・不動産業者は購入時に土地の危険性を情報提供すべき
 - ・家を建てる時には、川の危険性を知っておく必要がある
 - ・地下利用等を規制する必要がある

*1 平成 5 年の水害経験地域では約 40%が家財の保全を行っていた
*2 雨量 50mm を超えると排水処理ができなくなる可能性が高まる

○ハザードマップとは

平成 13 年の水防法改正により創設された浸水想定区域制度に基づいて作成される地図。市区町村で区域を設定し、水深や避難経路や避難場所などを盛り込む。地図の公開と周知が法的に義務化されており、各自治体の web サイトなどで閲覧可能だ。



図1 ハザードマップのイメージ

■浸水対策を考慮した住宅の設計

○床上浸水を未然に防ぐ ○床上浸水に備える ○浸水後にも対応

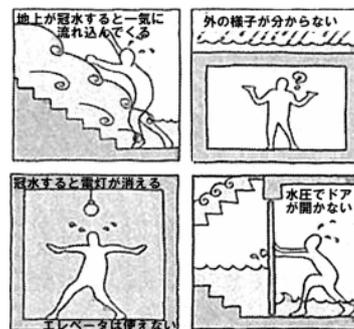
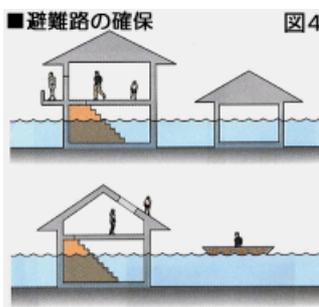
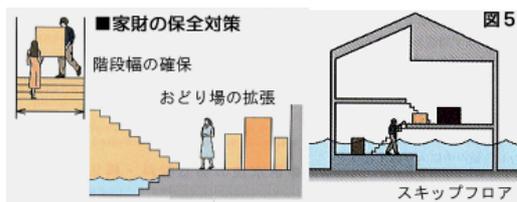
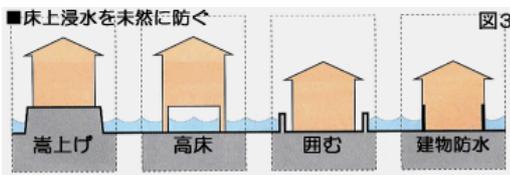
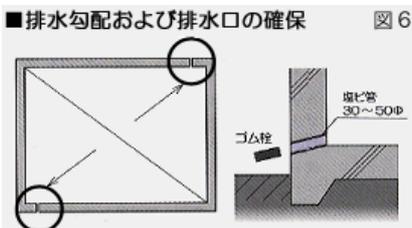


図2 地下室ではここに注意!



- ◆参考文献：『建築防災 2005.11』 特集：「浸水対策」(図 1 引用、図 2 引用編集)
『家屋の浸水対策マニュアル わが家の大雨対策—安心な暮らしのために—』(図 3-6 引用編集)
／(財)日本建築防災協会 発行
- ◆参考 web：○国土交通省 河川局ホームページ <http://www.mlit.go.jp/river/index.html>
・洪水・はん濫情報の所在地情報(クリアリングハウス) <http://www.mlit.go.jp/river/saigai/tisiki/syozaiti/index.html>
・大規模降雨災害対策検討会 http://www.mlit.go.jp/river/shingikai/daikibo/daikibo_index.html
○(財)日本建築防災協会ホームページ <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/>
○東京都建設局 http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/suigai_kiroku/kako.html